

# ○羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開条例施行規則

平成17年3月22日規則第4号

最終改正 平成30年2月8日条例第2号

(趣旨)

**第1条** この規則は、羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開条例（平成16年条例第3号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(組合情報開示請求書)

**第2条** 条例第6条第1項に規定する請求書は、組合情報開示請求書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 請求年月日
- (2) 請求者の連絡先
- (3) 開示の方法
- (4) 代理人による請求の場合における本人の氏名等

(組合情報開示決定通知書等)

**第3条** 条例第11条第1項又は第2項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

(1) 条例第11条第1項の規定により組合情報の全部を開示する旨の決定をした場合	組合情報開示決定通知書 (様式第2号)
(2) 条例第11条第1項の規定により組合情報の一部を開示する旨の決定をした場合	組合情報一部開示決定通知書 (様式第3号)
(3) 条例第11条第2項の規定により組合情報の全部を開示しない旨の決定（条例第10条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る組合情報を保有していないときの当該決定を含む。）をした場合	組合情報不開示決定通知書 (様式第4号)

(審査会への報告)

**第4条** 条例第10条の規定により開示請求を拒否する決定を行った場合は、羽

村・瑞穂地区学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）にその旨を報告するものとする。

（開示決定等の期間延長通知書）

**第5条** 条例第12条第2項又は第13条に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

(1) 条例第12条第2項の規定により期間を延長した場合	組合情報開示決定期間延長通知書（様式第5号）
(2) 条例第13条の規定により期間を延長した場合	組合情報開示決定期間特例延長通知書（様式第6号）

（第三者保護に関する手続）

**第6条** 条例第15条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、当該組合情報の作成年月日、当該第三者に係る情報の内容その他必要な事項とする。

2 条例第15条第1項及び第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、意見照会書（様式第7号）により通知し、開示決定等に係る意見書（様式第8号）を提出させるものとする。

3 条例第15条第3項の規定により反対意見書が提出された場合において、条例第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、開示決定に係る通知書（様式第9号）により当該反対意見書を提出した第三者に通知するものとする。

（組合情報の開示の実施等）

**第7条** 組合情報の開示を行う場合において、組合情報の写しを交付するときの交付部数は、請求があつた組合情報1件名につき1部とする。

2 実施機関は、組合情報の閲覧又は視聴を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る組合情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該組合情報の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

（電磁的記録の開示方法）

**第8条** 条例第16条第2項に規定する電磁的記録の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写した

ものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複写したものの交付により行うことができる。

(利害関係の認定)

**第9条** 条例第17条第2項第5号に規定する実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものの認定は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に行うものとする。

(1) 組合と隣接する土地建物を所有する者が、組合の建設工事等によって、当該土地建物に影響を受け、又は受けることが明らかであるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、組合運営により自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は受けることが明らかであるとき。

(写しを交付する場合の費用等)

**第10条** 条例第17条第6項に規定する組合情報の写しの作成及び送付に要する経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 電子複写機により作成する場合 写し1枚につき10円とし、日本工業規格A列3番(以下「A3」という。)を超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、A3による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定し、合計金額に10円未満の端数が生じたときは、端数は切り捨てるものとする。この場合において、組合情報を用紙の両面に印刷したときは、片面を1枚として算定する。

(2) 電磁的記録、フィルムその他の媒体に複写する場合 当該記録媒体の購入に要した費用

(3) 送付に要する経費 当該送付に要する郵便料金相当額

(開示手数料等の徴収)

**第11条** 条例第17条第2項に規定する開示手数料、同条第6項に規定する写しの作成及び送付に要する経費は、当該開示、写しの交付及び送付を実施するときまでに徴収するものとする。

(審査会への諮問)

**第12条** 条例第19条に規定する審査会への諮問は、審査会諮問書(様式第10号)により行うものとする。

(審査会に諮問をした旨の通知)

**第13条** 条例第19条の規定により審査会に諮問した場合は、審査会諮問通知書（様式第11号）により、条例第20条各号に掲げる者に通知するものとする。

（審査会への提出資料の閲覧等）

**第14条** 条例第25条第1項の規定により意見書又は資料の閲覧又は複写を請求しようとする者は、審査会提出資料等閲覧・複写請求書（様式第12号）を提出しなければならない。

2 諮問実施機関は、前項の規定により審査会提出資料等閲覧・複写請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は複写の諾否を決定し、審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書（様式第13号）、審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書（様式第14号）又は審査会提出資料等閲覧・複写不承諾通知書（様式第15号）により、当該請求者に通知するものとする。

（組合情報の検索資料）

**第15条** 条例第31条第2項に規定する組合情報の検索資料は、組合情報目録その他実施機関が定めるものとする。

（実施状況の公表）

**第16条** 条例第32条に規定する実施状況の公表は、次に掲げる事項を明らかにし、広く周知できる方法により行うものとする。

- （1） 組合情報の開示の請求状況
- （2） 組合情報の開示決定、一部開示決定及び不開示の状況
- （3） 不服申立ての状況
- （4） その他管理者が必要と認める事項

（管理者が行う事務）

**第17条** 管理者は、実施機関が行う事務のうち、次に掲げる事務を行うものとする。

- （1） 組合情報の開示請求の受付に関すること。
- （2） 組合情報の開示の実施に関すること。
- （3） 組合情報の開示手数料の徴収に関すること。
- （4） 組合情報の写しの作成及び送付に要する費用の徴収に関すること。
- （5） 組合情報の開示決定等についての不服申立ての受付及び当該不服申立てに係る決定の通知の送付に関すること。
- （6） 審査会の庶務に関すること。

(調整)

**第18条** 組合情報の開示等を実施するための必要な調整は、給食課長が行う。

(委任)

**第19条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

**付 則**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**付 則** (平成28年11月21日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

**付 則** (平成30年2月8日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

組 合 情 報 開 示 請 求 書

年 月 日

（実施機関） 殿

開示請求者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名（名称） \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_  
 連絡先 氏名（名称） \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_

羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開条例第6条の規定により、次のとおり組合情報の開示を請求します。

<p>1 開示請求に係る組合情報の件名</p>	
<p>2 開示請求者の区分                  該当する数字を○で囲んでください。                  なお、(6)に該当する場合は、条例第17条第2項の規定に基づき、1件名につき100円の費用がかかります。</p>	<p>(1) 構成市町の区域内に住所を有する者                  (2) 構成市町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体                  (3) 構成市町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者                  (事務所等の名称) _____                  (所在地) _____                  (4) 構成市町の区域内に存する学校に在学する者                  (学校名) _____                  (所在地) _____                  (5) 実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者                  (利害関係の内容) _____                  _____                  _____                  (6) 1から5に該当しない者</p>
<p>3 開示の方法</p>	<p>1 閲覧      2 視聴      3 写しの交付                  (郵送希望：有・無)</p>

(注意)

- 1 住所以外に日中で連絡のつきやすい所のある方は、連絡先を記入してください。
- 2 開示請求者が法人その他の団体の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名を記入し、連絡先として本開示請求に係る担当者の氏名を記入してください。

様式第2号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

組 合 情 報 開 示 決 定 通 知 書

（開示請求者） 様

（実施機関） 印

年 月 日付で受理いたしました組合情報の開示請求（ 年度受理第号）については、開示することと決定したので、羽村・瑞穂地区学校給食組合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

1 請求に基づき実施機関が特定した組合情報の件名	
2 開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時 午後
3 開示の場所	羽村・瑞穂地区学校給食センター会議室
4 開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（郵送希望：有・無）
5 事務担当部課	(1) 給食課庶務係 (電話 554-2084)  (2) (電話 )
6 備 考	

（注意）

- 1 組合情報の開示を受ける際は、この通知書を持参の上、指定の日時にご来庁ください。
- 2 上記の開示日時に来庁できない場合は、その旨をあらかじめ事務担当課係までご連絡ください。

組 合 情 報 一 部 開 示 決 定 通 知 書

（開示請求者） 様

（実施機関） 印

年 月 日付で受理いたしました組合情報の開示請求（ 年度受理第号）については、一部を開示することと決定したので、羽村・瑞穂学校給食組合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

1 請求に基づき実施機関が特定した組合情報の件名	
2 開示の日時	年 月 日（ ） 午前 時 午後
3 開示の場所	羽村・瑞穂地区学校給食センター会議室
4 開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（郵送希望：有・無）
5 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	
6 条例第14条第2項の規定に該当する場合の組合情報を開示することができる時期	年 月 日以降であれば、当該組合情報の（全部・一部）を開示することができます。ただし、同日以後に改めて開示請求をしてください。
7 事務担当部課	(1) 給食課庶務係 (電話 554-2084 内線 ) (2) (電話 内線 )
8 備 考	

【裏面を必ずお読みください】

### 組合情報の開示に関すること

- 1 組合情報の開示を受ける際は、この通知書を持参の上、指定の日時にご来庁ください。
- 2 表面の開示日時に来庁できない場合は、その旨をあらかじめ事務担当課係までご連絡ください。

### 不服申立て等に関すること

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定の通知があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えは提起することができません。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その不服申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません。

組 合 情 報 不 開 示 決 定 通 知 書  
様

印

年 月 日付で受理いたしました組合情報の開示請求（ 年度受理第号）については、開示しないことと決定したので、羽村・瑞穂学校給食組合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

1 請求に基づき実施機関が特定した組合情報の件名	
2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	
3 条例第14条第2項の規定に該当する場合の組合情報を開示することができる時期	年 月 日以降であれば、当該組合情報の（全部・一部）を開示することができます。ただし、同日以後に改めて開示請求をしてください。
4 事務担当課係	(1) (電話 内線 ) (2) (電話 内線 )
5 備 考	

【裏面を必ずお読みください】

### 不服申立て等に関する事

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。
  
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定の通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えは提起することができません。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

組合情報開示決定期間延長通知書

（開示請求者） 様

（実施機関） 印

年 月 日付で受理いたしました組合情報の開示請求（ 年度受理第号）については、羽村・瑞穂学校給食組合情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

1 請求に基づき実施機関が特定した組合情報の件名	
2 条例第12条第1項の規定による決定期間満了日	年 月 日（ ）まで
3 延長する期間	日間
4 延長後の決定期間満了日	年 月 日（ ）まで
5 延長の理由	
6 事務担当課係	(1) 給食課庶務係 (電話 554-2084)  (2) (電話 )

組合情報開示決定期間特例延長通知書

（開示請求者） 様

（実施機関） 印

年 月 日付で受理いたしました組合情報の開示請求（ 年度受理第号）については、羽村・瑞穂学校給食組合情報公開条例第13条の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

1 請求に基づき実施機関が特定した組合情報の件名	
2 条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日（ ）まで
3 条例第12条第2項の規定に基づき延長した期間の満了日	年 月 日（ ）まで
4 上記3の延長期間内に開示決定等をする市政情報	
5 残りの情報について開示決定等をする期限	年 月 日（ ）まで
6 条例第13条を適用する理由	
7 事務担当課係	(1) 給食課庶務係 (電話 554-2084) (2) (電話 )

意見照会書

（意見照会者） 様

（実施機関） 印

羽村・瑞穂学校給食組合情報公開条例により、下記の組合情報の開示請求がありました。

本件開示請求に係る組合情報の開示決定等についてご意見があれば、別紙「開示決定等に係る意見書」によりご回答ください。

<p>1 請求に基づき実施機関が特定した組合情報の件名</p>	
<p>2 組合情報に記録されている情報の内容</p>	
<p>3 回答期日</p>	<p>年 月 日（ ）まで（郵送の場合、当日消印有効）</p>
<p>4 事務担当課係</p>	<p>(1) 給食課庶務係 (電話 554-2084)</p> <p>(2) (電話 )</p>

開示決定等に係る意見書

年 月 日

（実施機関） 殿

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

年 月 日付、 号で照会のあった件については、下記のとおり  
回答します。

1 組合情報の件名	
2 意見（開示されることにより不利益となる ことが予測される場合 には、その内容をできる だけ具体的に記入し てください。）	

開示決定に係る通知書

（意見照会者） 様

（実施機関） 印

年 月 日付、 号で照会した組合情報の開示決定については、  
下記のとおり決定しましたので通知します。

1 請求に基づき実施機関が特定した組合情報の件名	
2 決定の区分	開示 一部開示
3 決定の内容及び理由	
4 開示をする日	年 月 日（ ）
5 事務担当課係	(1) 給食課庶務係 (電話 554-2084)  (2) (電話 )

【裏面を必ずお読みください】

### 不服申立て等に関する事

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定の通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えは提起することができません。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

審 査 会 諮 問 書

羽村・瑞穂学校給食組合  
情報公開・個人情報保護審査会

会 長 様

印

年 月 日付、審査第 号にて受理した審査請求書について、羽村・瑞穂学校給食組合情報公開条例第19条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問番号	
2 審査請求人の住所及び氏名	
3 審査請求に係る市政情報の件名	
4 組合情報の開示請求に係る決定処分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 <input type="checkbox"/> 不開示〔 <input type="checkbox"/> 存否応答拒否 <input type="checkbox"/> 不存在〕
5 審査請求の受理番号及び受理した年月日	
6 審査請求の趣旨	
7 添付書類	1 組合情報開示請求書の写し 2 審査請求書の写し 3 組合情報開示決定等通知書の写し 4 弁明書、その他参考資料 [ ]

様式第11号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

審 査 会 諮 問 通 知 書

様

印

年 月 日付の組合情報の開示決定等に対する審査請求（審査第  
号）について、羽村・瑞穂学校給食組合情報公開条例第19条の規定により、  
別紙のとおり羽村・瑞穂学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したの  
で、通知します。

様式第12号（第14条関係）

審査会提出資料等閲覧・複写請求書

年 月 日

（諮問実施機関） 宛

請 求 者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名（名称） \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
連 絡 先 氏名（名称） \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_

羽村・瑞穂学校給食組合情報公開条例第25条第1項の規定により、次のとおり羽村・瑞穂学校給食組合情報公開・個人情報保護審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧・複写を請求します。

1 請求する主張書面 又は資料の件名又は 内容	
2 閲覧・複写の区分 （(1)から(3)までの うち、該当するもの を一つ○で囲んでく ださい。）	(1) 閲覧  (2) 複写  (3) 閲覧した後に必要なものだけ複写

審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書

（請求者） 様

（実機機関） 印

年 月 日付であった審査会提出資料等閲覧・複写請求に対して、次のとおり承諾することとしたので通知します。

1 審査会提出資料等の件名又は内容		
2 閲覧又は複写の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( ) 時
	場 所	羽村・瑞穂地区学校給食センター会議室
3 事務担当課係	(1) 給食課庶務係 (電話 554-2084)  (2) (電話 )	

審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書

（請求者） 様

（諮問実施機関） 印

年 月 日付であった審査会提出資料等閲覧・複写請求に対して、次のとおり一部承諾することとしたので通知します。

1 審査会提出資料等の件名又は内容		
2 閲覧・複写を一部承諾しない理由		
3 閲覧又は複写の日時及び場所	日 時	年 月 日（ ） 時
	場 所	羽村・瑞穂地区学校給食センター会議室
4 事務担当部課	(1)	(電話 内線 )
	(2)	(電話 内線 )
5 備 考		

審査会提出資料等閲覧・複写不承諾通知書

（請求者） 様

（諮問実施機関） 印

年 月 日付であった審査会提出資料等閲覧・複写請求に対して、次のとおり承諾しないこととしたので通知します。

1 審査会提出資料等の 件名又は内容	
2 閲覧・複写を不承諾とする理由	
3 事務担当課係	(1) (電話 内線 )  (2) (電話 内線 )
4 備 考	